

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8.6.18 第1回協議会

資料No.4-2

R9年度

【協議事項】

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
三条市	越後交通株式会社	(1) 高校生 通学ライナーバス	東三条 駅前	三条高 校	県央工 業高校	往 4.7km 復 4.7km	216日	324回			路線定期 運行	①	地域間幹線系統(ハ 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③
		(6) 市内循環バス 三条循環線 (地場産先回り)	東三条 駅前	三条市 役所	東三条 駅前	往 25.4km 循環	364日	728回			路線定期 運行	①	地域間幹線系統(ハ 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③
		(7) 市内循環バス 三条循環線 (大崎先回り)	東三条 駅前	三条市 役所	東三条 駅前	往 25.4km 循環	364日	966回			路線定期 運行	①	地域間幹線系統(ハ 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③
		(8) 市内循環バス 井栗線	東三条 駅前	井栗小 学校前	東三条 駅前	往 11.6km 循環	240日	119回			路線定期 運行	①	地域間幹線系統(ハ 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③
		(9) 市内循環バス 嵐南コース	東三条 駅前	済生会 病院	東三条 駅前	往 12.7km 循環	240日	476回			路線定期 運行	①	地域間幹線系統(ハ 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③
	株式会社エス・タクシー 三条タクシー株式会社 中越交通株式会社 日の丸観光タクシー株式会社	(2)				往 km 復 km					区域運行	①	地域間幹線系統(ハ 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③
		(3) 三条市デマンド交通 ひめさゆり				往 km 復 km					区域運行	①	地域間幹線系統(ハ 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③
		(4)		三条市		往 km 復 km	296日	18,821回			区域運行	①	地域間幹線系統(ハ 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③
		(5)				往 km 復 km					区域運行	①	地域間幹線系統(ハ 木ヶ鼻温泉線)と停留所 を共有(東三条駅前)	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。